

東京都の「地球温暖化対策報告書制度」について

「地球温暖化対策報告書制度」は、都内に中小規模事業所を設置する全ての事業者が、エネルギー使用量や省エネ対策等の実施状況を東京都へ報告するというものです。スターバックス コーヒー ジャパンは、都の条例の基づき、報告の提出と情報開示を行っています。

当社の地球温暖化対策の取り組み

スターバックス コーヒー ジャパンは、本社内に「省エネルギー推進委員会」を設置し、省エネルギーとCO2排出の削減の推進にかかる中長期計画の構築と、達成状況の把握と改善に努めています。主な取り組みは以下の通りです。

- LED など省エネ照明の導入
- エネルギー効果の高い空調設備の導入
- 節水型設備の導入
- 空調の設定温度管理
- 照明の調節
- 従業員への環境教育
- 環境配慮型デザイン店舗の開発や認証取得
- ライトダウン(一部照明の消灯)の実施
- 組織体制の整備状況(以下は都の重点対策の番号と対策名に準じる表記です)
 - A101 地球温暖化対策の方針等の設定
 - A102 温暖化対策推進担当の配置
 - A304 温暖化対策への協力依頼

また、本社社屋における省エネ対策も実施しています。

地球温暖化対策報告書制度については[こちら](#)

スターバックス コーヒー ジャパン 東京都への報告内容は[こちら](#)

スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社